

反映してください、私たちろう者の要望を！

2010年11月14日

財団法人全日本ろうあ連盟 理事会

今般、「障害者自立支援法一部改正案（以下、一部改正案と称す）」が国会に上程されようとしています。今般の一部改正案は、本年6月に廃案となった法案と同一の内容と聞いております。私たちは、それまでに制度の谷間にある難病、中軽度の聴覚障害者等を必ず含めること、地域生活支援事業である「コミュニケーション支援事業」の地域間格差の解消、手話のできる相談員体制の強化、さらに「障がい者制度改革推進会議」の下に設置された「総合福祉部会」の審議を尊重することを何度も訴えてきました。「総合福祉部会」では全ての障害者の福祉及び生活を改善することを目的にしており、今般の一部改正案は、私たち障害者全ての願いである「障害者総合福祉法（仮称）」が新設されるまでの「つなぎ」であることをお願いしてきました。ところが、本年6月から私たちが何度も要望したにも関わらず、また多くの問題の解消のための具体的な条文及び施策を一部改正案に盛り込む機会があったにも関わらず、私たちの願いが全く反映されず全然進展がなかったこととなります。このままでは私たちの生活が改善されることを期待することができません。「私たち抜きに」検討された前回の一部改正案と同様に私たちは非常に残念な思いで今般も反対せざるを得ません。早急に以下の内容が反映されるよう一部改正案の手直しを強く求めます。

1. 昨年の「10.30 全国大フォーラム」で長妻前厚生労働大臣が障害者自立支援法の廃止を明言しました。本年1月には内閣府に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、障害者自立支援法にかわる新法について「障がい者制度改革推進会議」の下に設置された「総合福祉部会」で審議が始まりました。今般の国会に提案された「障害者自立支援法一部改正案」にはこの審議内容がまったく反映されておられません。今般の一部改正案には期限を定めた内容とすべきです。
2. 「障害者自立支援法一部改正案」には、私たちが求める地域生活支援事業である「コミュニケーション支援事業」の地域間格差を是正する施策が全く含まれていません。障害者権利条約にもありますように、ろう者のコミュニケーション手段は「手話」であり、「手話」は私たちが生きるための言語であり権利として保障される必要があります。